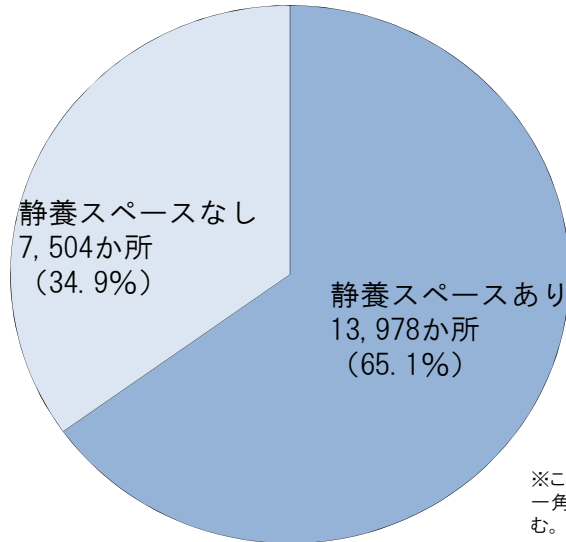


参考資料7

静養スペースの設置状況について

○ 現状では、6割強のクラブが静養スペースを確保している。



※ここでの「静養スペース」とは、専用室等の一角を間仕切り等して、休息できる空間を含む。

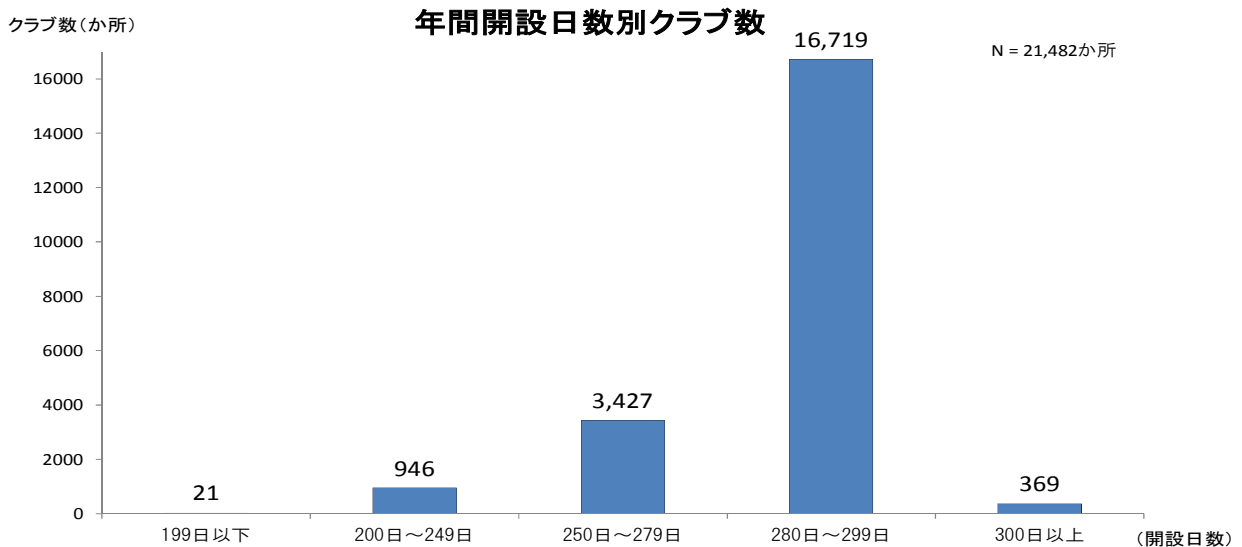
N = 21,482か所

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料8

開所日数の状況について

○ 現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは約8割となっている。



N = 21,482か所

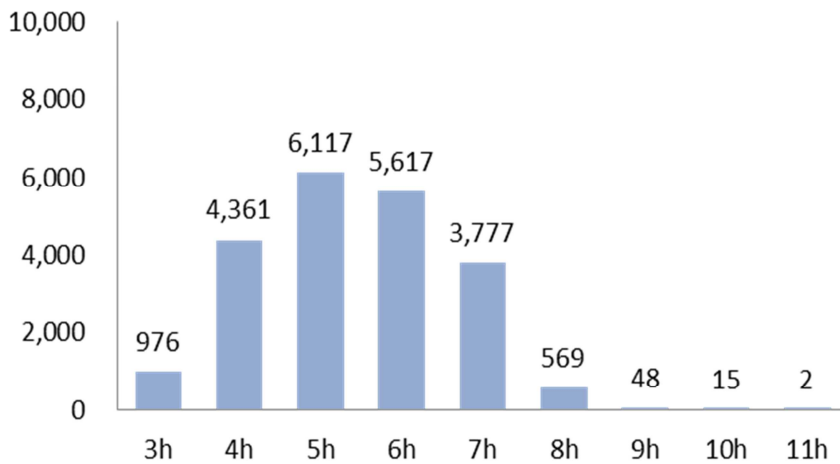
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料 9

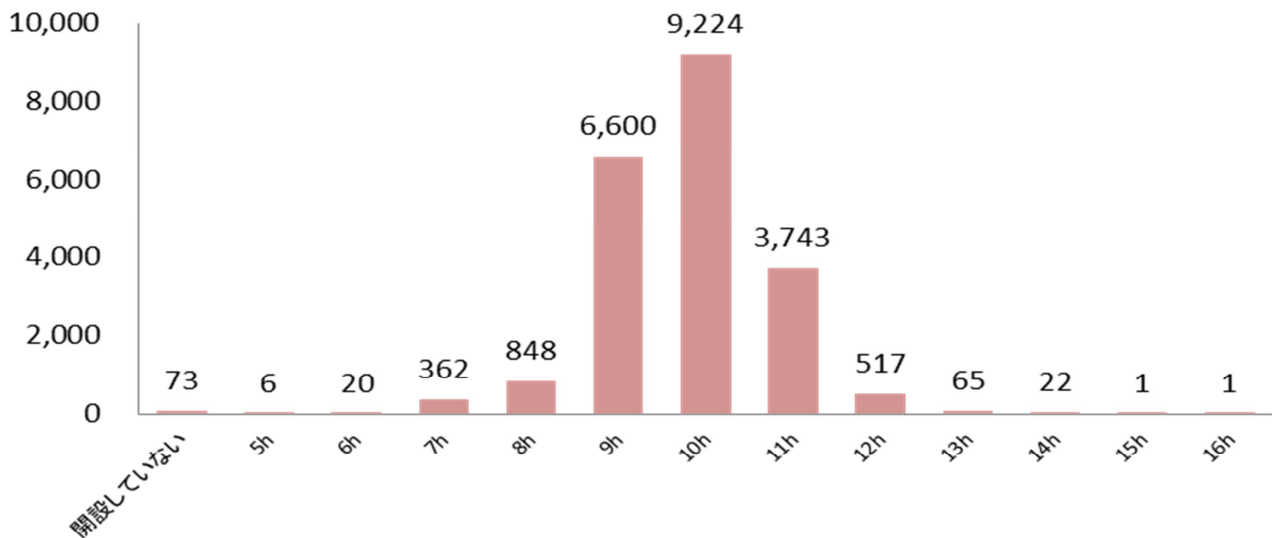
開所時間の状況について（推計）

- 平日について、75%のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブごとの開所時間数にはバラツキがある。
 - 休日について、ほぼ全てのクラブで8時間以上開所している。
- *各クラブの開所時刻、終了時刻を基に開所時間数を推計。(平成25年5月1日現在、育成環境課調べ)

平日



休日

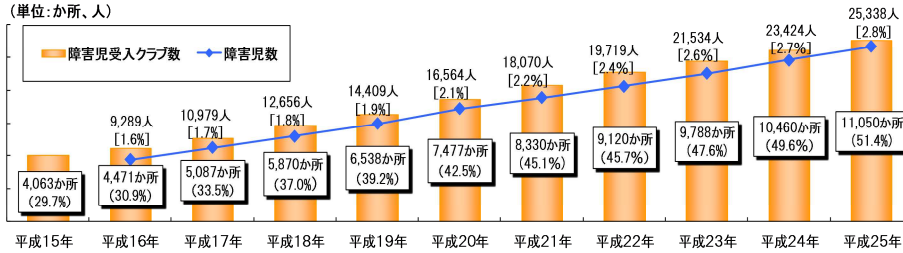


参考資料 10

放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について

【障害児受入クラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加。※平成25年5月現在 11,050クラブ、25,338人
- 平成25年においては、障害児受入クラブ数及び障害児数ともに、調査開始時と比較して2.7倍以上に増加。



(注1)各年5月1日現在(育成環境課調)
 (注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合
 (注3)クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

【障害児の受入推進のための国の補助】

<運営費>

○ 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、**上乗せ補助**している。

※1クラブ当たり加算補助額(年額) 1,608千円(平成25年度予算)

<整備費>

○ 障害児を受入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても**別途補助**。

※補助額:1,000千円(平成25年度予算)

[障害児受入推進に係る補助事業の沿革]

平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設

[障害児を4人以上受入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度・市町村が認めた専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する補助方式へ変更

・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増
687千円→1,421千円

社会的養護の充実について

社会的養護の平成26年度予算（案）事項

（1）施設における家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、既存の建物の賃借料の助成（月額10万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

※児童入所施設措置費におけるか所数の増

- ①小規模グループケア 743か所→1,059か所（+316か所）
- ②地域小規模児童養護施設 240か所→293か所（+53か所）
- ③賃借対象施設 76か所→144か所（+68か所）

（2）里親支援等の推進

- 里親支援専門相談員の配置
施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。
- ファミリーホームへの賃借料の算定
里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料を助成（月額10万円）する。
- 里親支援機関連事業の推進
里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関連事業を推進する。
- 調査研究事業の実施
里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関連等を対象に調査・研究を行う。

（3）被虐待児童等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大
虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。

(3) 被虐待児童等への支援の充実

- 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進
入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。
※児童入所施設措置費におけるか所数の増
・心理療法担当職員 449か所→743か所 (+294か所)
- 児童家庭支援センター運営等事業の推進
在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアを行う事業のか所数の増を図る。
- 児童養護施設等の職員の人材確保対策
社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業に、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費を追加する。

(4) 要保護児童の自立支援の充実

- 自立援助ホームの設置推進
児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。
- 児童養護施設の退所者等の就業支援事業
職業紹介を行っている企業等に委託し、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図る。(平成26年度から退所児童等アフターケア事業に組み入れ、一体的に実施する。)

(5) 児童養護施設等の防災対策の推進【新規】

- 児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。

(参考) 【平成25年度補正予算案】

- 児童養護施設等の防災対策の推進
児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。
- (独) 福祉医療機構への政府出資(児童養護施設等の防災対策の低利融資)
児童養護施設等の耐震化やスプリンクラーの設置等を推進するため、(独) 福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

里親支援の体制整備について

(1)里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
 - ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
 - ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行っている成果を上げている。
- ## (2)里親支援の重要性
- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
 - ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。

里親支援の体制整備

(1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数、委託後の経過年数等に応じて設定
（委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問。）
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

(2)(1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。
（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成25年3月末には14.8%に上昇
- 子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5～6人の児童を養育)を含む。

ファミリーホームは、平成24年度末で184か所、委託児童829人。

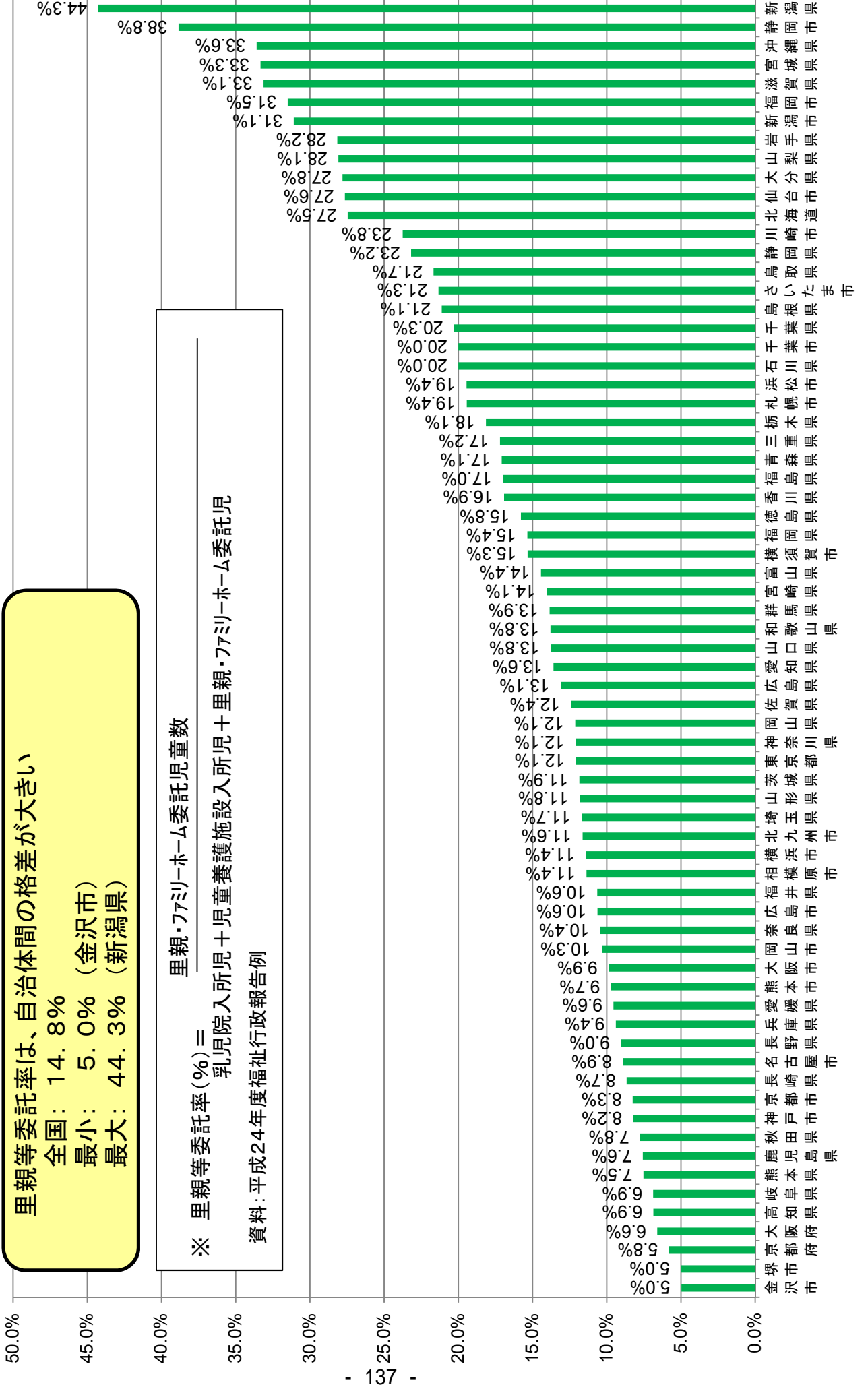
※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率(平成24年度末)



里親等委託率の最近8年間の増加幅の大きい自治体

○最近8年間で、福岡市が6.9%から31.5%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
 ○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→24比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成24年度末
1	福岡市	24.6%増加	6.9%	31.5%
2	大分県	20.4%増加	7.4%	27.8%
3	静岡県	14.5%増加	10.6%	25.1% (静岡市・浜松市分を含む)
4	新潟県	12.8%増加	26.4%	39.2% (新潟市分を含む)
5	滋賀県	12.8%増加	20.3%	33.1%
6	鳥取県	11.5%増加	10.2%	21.7%
7	福岡県	11.4%増加	4.0%	15.4%
8	佐賀県	11.2%増加	1.2%	12.4%
9	徳島県	11.1%増加	4.7%	15.8%
10	沖縄県	10.9%増加	22.7%	33.6%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい(宮城県：25.3%増(8.0%→33.3%)、岩手県17.8%増(10.4%→28.2%)、仙台市：16.0%増(11.6%→27.6%))が、東日本大震災の影響により親族により里親が増えたことによるものであるため、除いている。

家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

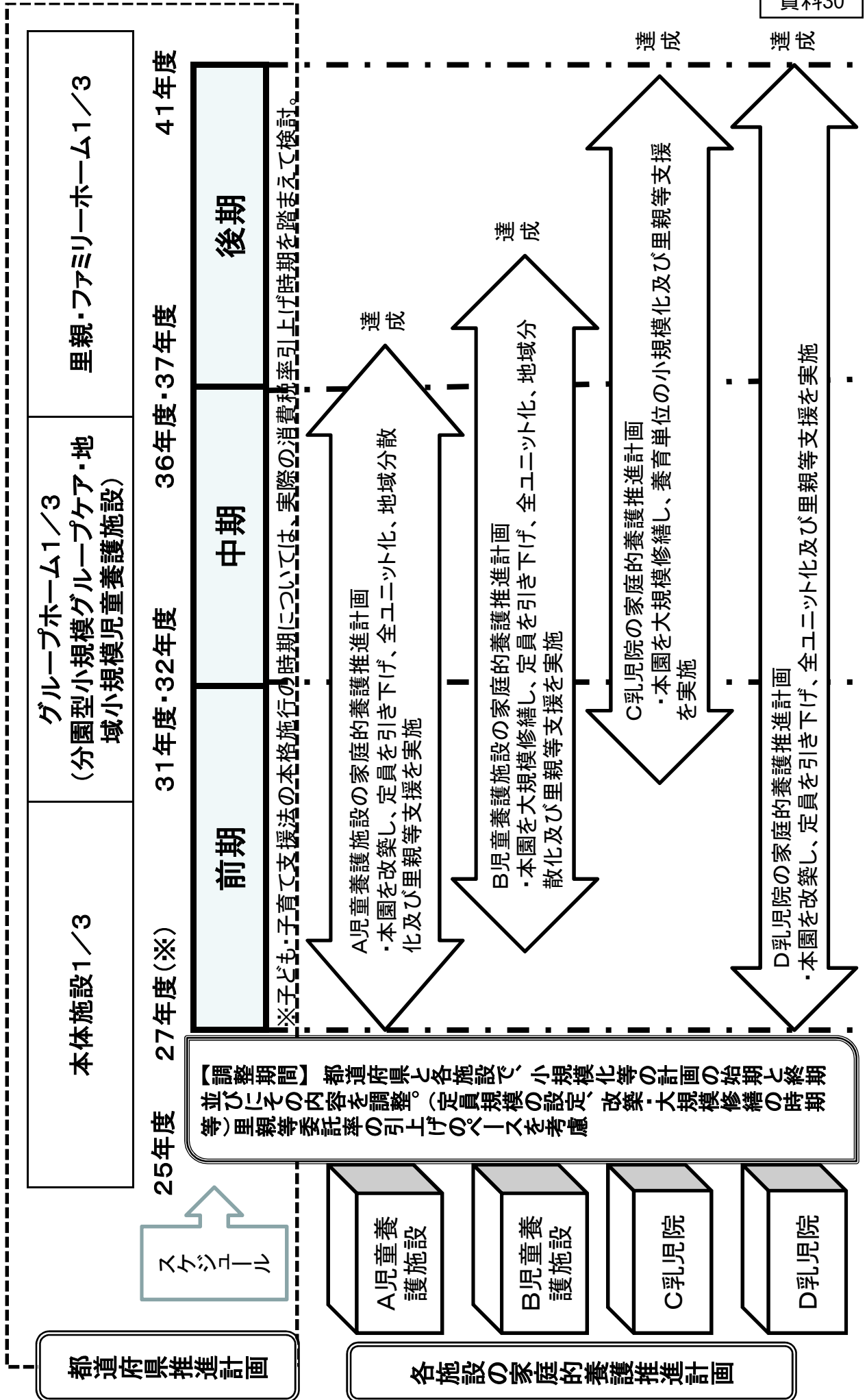
都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



都道府県推進計画と家庭的養護推進計画の作成手順

平成25年7月23日事務連絡
「家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」の作業等について」より抜粋

・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(以下「支援計画」という。)においては、
 ①25年7月から12月をめぐりにニーズ調査を実施、
 ②25年10月から26年3月頃をめぐりに各市町村で「量の見込み」を取りまとめ、都道府県へ報告、
 ③26年1月から26年6月頃に「確保方策」等を検討し、
 26年9月までに市町村子ども・子育て支援事業計画案を取りまとめ、これを基に26年度中に都道府県において支援計画を取りまとめることとなっているところです。
 このことから考えられる都道府県推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に向けた作業スケジュールのイメージは以下のとおりですが、行政関係者と施設関係者等との十分な意見交換を行いながら、進めていただきますようお願いいたします。

25年7月～9月
策定に向けた準備作業の実施

ア 社会的養護の必要量の推計

イ 各施設における家庭的養護推進計画(以下「養護計画」という。)の策定状況の確認。
 ※この時点の養護計画は途中段階のものでも可。
 養護計画の確定は、「関係者からの意見徴収、検討」を踏まえ、「26年4月～9月 推進計画原案とりまとめ」前の時点で行う。

ウ 推進計画策定までのスケジュール作成等

25年9月～26年3月
都関係者からの意見徴収、推進計画の原案作成作業

ア 社会的養護の必要量の推計の精査

イ 各施設の養護計画の検討状況等の中間取りまとめ
 (施設養護の供給量の見込み、課題の把握と対応策の検討等)

ウ 家庭養護に係る推進施策及び目標値の策定に係る検討

26年4月～9月
推進計画の原案取りまとめ

ア 社会的養護の必要量の供給量の見込みについて確定。

イ 各施設の養護計画確定。

26年10月～12月
地方版子ども・子育て会議に報告

完成

○推進期間(平成27年度～平成41年度)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定。
 ○5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。

児童養護施設等の耐震化等整備の推進（次世代育成支援対策施設整備交付金）
25年度補正予算（案） 6億円

【目的】

今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害等に備え、自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等の防災対策を推進する。

【事業概要】

- ① 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備

(対象施設)

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

- ② 火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する児童福祉施設（乳児院）のスプリングラー整備

※ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の基金残を有する都道府県については、基金を一年延長し、当該基金残を活用して耐震化等整備の実施が可能。

【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市、市区町村

【補助率】

定額(1/2相当)

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要 26年度予算(案):35億円

1 目的

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業概要等

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等の推進を図る。	児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童館、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラ―設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
②耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設 ※その他の施設については「①通常整備」において耐震化等整備が可能	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備
③スプリンクラ―設備整備 火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリンクラ―整備を図る。	乳児院 ※その他の施設については「①通常整備」においてスプリンクラ―設備整備が可能	スプリンクラ―設備整備

3 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）

4 補助基準額

整備地域、整備規模、加算額が加わるなどにより、補助基準額が異なる（大規模修繕のみ、対象経費の実支出額が基準額）。なお、「②耐震化等整備」及び「③スプリンクラ―設備整備」については、「①通常整備」より補助基準額の引き上げを実施。

5 国庫補助率 定額(1/2相当、児童館・児童センターは1/3相当)

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について

社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」(中間まとめ)で指摘された現状と課題

具体的な対応

支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

I. 相談支援体制の構築

- 《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》
- 支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
 - 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
 - ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
 - 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

個別の支援分野の現状と課題

- ① 就業支援
 - ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
 - ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
 - ✓ 就業・転職には資格取得が有効。
 - ✓ 他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

II. 支援メニューの充実

- 《安定した雇用による就業自立を実現》
- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
 - 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
 - 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

- ② 子育て・生活支援、子どもへの支援
 - ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
 - ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

- 《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》
- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
 - 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

- ③ 養育費確保、④ 経済的支援
 - ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
 - ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

- 《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》
- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
 - 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
 - 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

※【 】内の「予」は平成26年度予算案で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。